

平成20年度 国民健康保険税を改正

●改正後の税率

医療分	改正前	改正後
所得割	7.8/100	7.0/100
資産割	19/100	9/100
均等割	26,500円/人	26,000円/人
平等割	22,500円/世帯	21,100円/世帯
限度額	56万円	47万円

後期高齢者 支援金分	改正前	改正後(新設)
所得割	—	2.2/100
資産割	—	1/100
均等割	—	7,500円/人
平等割	—	6,300円/世帯
限度額	—	12万円

介護分	改正前	改正後
所得割	1.83/100	1.86/100
資産割	2.8/100	1.1/100
均等割	9,300円/人	9,100円/人
平等割	6,800円/世帯	6,400円/世帯
限度額	9万円	9万円

①税率を改正
国民健康保険は、被保険者の皆さんにご負担いただく保険税と国の補助金等によって運営されていますが、年々増加する医療費を賄い、健全な運営を図るため、税率と限度額を改正しました。また、平成20年4月から後期高齢者医療制度が始まったことにより、「医療分」を「医療分」と後期高齢者医療制度の医療費を支援する「後期高齢者支援金分」に分割

②国民健康保険税の特別徴収(年金からの天引き)を10月から開始
対象となる方については、第6期(納期限が9月末)までは従来どおり納付いただき、10月より年金からの特別徴収になります。7月に送付します国民健康保険税決定通知書の特別徴収の欄に記載していますのでご確認ください。

税率改正前後の試算額

例 夫婦と子ども2人 計4人加入

●夫の所得資産

営業所得 200万円
(所得割算定基礎額 200万-33万=167万)
固定資産税 10万円

●妻・子どもの所得資産はなし

※夫婦は40歳以上65歳未満で介護保険2号被保険者とする

改正前 年税額 336,400円
改正後 年税額 **381,700円**
381,700-336,400=45,300円
月々 約3,775円の増額



改正前	医療分		介護分
	所得割	130,260 (167万×7.8%)	30,561 (167万×1.83%)
資産割	19,000 (10万×19%)	2,800 (10万×2.8%)	
均等割	106,000 (26,500×4名)	18,600 (9,300×2名)	
平等割	22,500	6,800	
	277,760	58,761 (100円未満切捨)	
	277,700	58,700	
年税額	336,400円		

改正後	医療分	支援金分	介護分
	所得割	116,900 (167万×7.0%)	36,740 (167万×2.2%)
資産割	9,000 (10万×9%)	1,000 (10万×1%)	1,100 (10万×1.1%)
均等割	104,000 (26,000×4名)	30,000 (7,500×4名)	18,200 (9,100×2名)
平等割	21,100	6,300	6,400
	251,000	74,040	56,762 (100円未満切捨)
	251,000	74,000	56,700
年税額	381,700円		

例 夫婦2人加入

●夫の所得資産

年金収入 260万円
19年度
(所得割算定基礎額 260万-120万-7万-33万=100万)
20年度
(所得割算定基礎額 260万-120万-33万=107万)
固定資産税 10万円

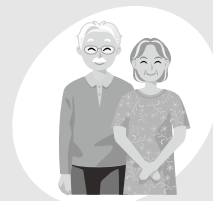
●妻の所得資産

年金収入 70万円
(所得割算定基礎額 70万-120万=0)
固定資産税 なし
※夫婦は65歳以上で介護分については年金より特別徴収とする。
※夫の公的年金控除等見直しに伴う経過措置が平成20年度より廃止。
↑(19年度7万円、20年度なし)

改正前 年税額 172,500円
改正後 年税額 **202,800円**
202,800-172,500=30,300円
月々 約2,525円の増額

改正前	医療分	
	所得割	78,000 (100万×7.8%)
資産割	19,000 (10万×19%)	
均等割	53,000 (26,500×2名)	
平等割	22,500	
	172,500 (100円未満切捨)	
	172,500	
年税額	172,500円	

改正後	医療分	支援金分
	所得割	74,900 (107万×7.0%)
資産割	9,000 (10万×9%)	1,000 (10万×1%)
均等割	52,000 (26,000×2名)	15,000 (7,500×2名)
平等割	21,100	6,300
	157,000	45,840 (100円未満切捨)
	157,000	45,800
年税額	202,800円	



問い合わせ

税務課 市民税係 ☎65-0679 FAX63-4574